

労働法の  
伝道師

河

野

順

一

WEBで伝授

3

日間で

就業規則が作れる!

100

万円以上の

就業規則

作成の専門家セミナー

労働契約を極める!! 法廷闘争を勝ち抜く

テーマ

「労働契約」と「就業規則」

「労働契約」と「就業規則」は切っても切れない関係にあります。就業規則は、当然に労働基準法に抵触する内容を定められません。正しく言うなら、定めても「無効」になります。

他方、公序良俗に反しなければ、労使が自由に決められるのが労働契約の部分です。その割合は、およそ**6対4**。この、6対4の法則が理解できれば、**鬼に金棒**です。

前回、8月に行った河野順一の初めてのウェブセミナーはご好評をいただき、**第2弾**となる**新春セミナー**の開催と相成りました。

トラブルを未然に防ぐキーワードは、「就業規則」。開業歴45年の河野順一の就業規則作成セミナーは、これまでの豊富な経験を駆使し、誰のものでもないオリジナルの就業規則を作成できるよう王道を伝授します。分かりやすく熱意のある講義、最新の法改正への素早い対応が評判のセミナーがWEBでご参加いただけるようになりました。

常に進化する労働法の伝道師、もちろん、実務対応で見えてきた、コロナへの対応についても熱く語ります。～是非、お見逃しなく。～

**秘**テクニック!  
最新情報をお伝えします!!



## 「労働契約」を極める! 労働契約と、就業規則

いまさら聞けない...契約とは何か?

**わかっているつもり労働契約を基礎から学びなおす!!**

労働契約は、読んで字のごとく、「契約」の一つです。契約は、労働基準法の一般法である民法に定めがあります。契約に似て非なるものに、約款があります。ちなみに、契約とは、申し込みの意思表示に対して承諾の意思表示がなされるなどのように、原則として相対立する複数当事者の意思表示の合致により成立する法律行為です。以下の、契約自由の原則があります。

- 契約締結の自由
- 相手選択の自由
- 契約内容の自由
- 方式の自由

労働契約における、民法と労働基準法の関係

**労働基準法は刑罰法規、労働契約法は民事法規**

労働基準法は、刑罰法規です。労働契約6役割がこの法律に拘束されると考えてよいでしょう。弱い立場の労働者保護のために、つまり労働者が健康で文化的な最低限度の生活ができるよう、同法がにらみを利かせています。例えば、使用者が故意に、36協定なしに、1日8時間働かせてはいけない、であるとか、労基法5条に反する強制労働をさせた場合は、罰則があります。他方、労契法の15条に違反して解雇権を乱用したとしても、その解雇は無効になるだけで、罰則はありません。

中小企業を対象とした来年4月からの措置義務に対応できるか?

**パワハラ等ハラスメント対策規定等**

パワハラ等ハラスメントに対する使用者の措置義務が始まります。義務違反にはペナルティーも...社労士のビジネスチャンスを探します。

Withコロナで必要とされる...

**事例に学ぶコロナへの対応!**

企業には、安全配慮義務が課せられています。従業員が安全に就業することができるよう、結果の予測ができたならば、それを回避する措置を講じ寝ることが求められます。予測できたのに、回避措置を講じなかった場合、企業の責任が問われるわけですが、これは、コロナの感染についても同様なことがいえます。職場でクラスターが起こらないように対策を講じる。周知徹底を図る。事前に対策することが大切です。

# 1日目

就業規則を作成するための基本法学と各種規程等の特集に関する講義

労使トラブルは労基法では解決できない

- ・法律の体系について
- ・入門 社会保険労務士にとって憲法と人権
- ・入門 社会保険労務士のための民法・刑法訴訟法
- ・入門 保護事由と帰責事由

コロナ禍での規程を河野順一流で伝授

- ・コロナで労災は認定されるか
- ・クラスターでどうする社長の労災
- ・コロナに対する取り決めと周知
- ・コロナで渡航制限、観光・一時帰国を制限できるか？

- ・固定残業代を適切に設定した就業規則規程例
- ・「同一労働同一賃金」ガイドラインに対応した就業規則の見直しポイントと「非正規従業員就業規則」規程例
- ・有期契約労働者の無期転換に係る規定例
- ・効率よく仕事するための、テレワークの実態とその規定例

- ・副業禁止から副業容認へ 副業規定例
- ・勤務インターバル制度に係る規定例
- ・変形労働時間制、裁量労働制を駆使した、柔軟な労働時間制へ対応規定例
- ・メンタルヘルス規定例とセクハラ、パワハラ、過労死対策規定例
- ・子育て介護の両立支援に係る育児介護規程例
- ・労働時間を減らし生産性を上げるための人事考課規定例
- ・派遣労働者の「同一労働・同一賃金」何をどう選択するか。36協定規定例他

今回の特集に関する講義

限定オリジナルテキストを用いた今回だけの特別講義、最新の労働事例を就業規則作成にどう反映させるかについて、丁寧に講義！

# 2日目

基本的な就業規則の作成方法と問題社員対策

改正労働基準法の基礎知識

- ・労働基準法の改正点・法改正に伴う論点
- ・法改正に伴うチェックポイント
- ・改正に対する今後の課題
- ・就業規則への反映・規程例へ研究・協定例

労働契約の法的性格

- ・民法における契約とは
- ・契約自由の原則、契約成立、解除
- ・労働契約の本質とは・労働契約法と就業規則

有期契約労働者への対応

- ・労働契約法の改正点・無期労働契約への転換
- ・雇止め・労働条件通知書

就業規則の作成方法と基礎知識

- ・法的性格 ・就業規則の効力
- ・労働協約/労働契約の関係
- ・作成の流れ・総則
- ・採用、服務規律・労働時間
- ・休日、休憩、休業・退職、解雇
- ・表彰、制裁、安全衛生、雑則
- ・賞金規程・育児・介護規程
- ・出張規定、慶弔規定 等々

個人情報保護法に対する就業規則及び各種規程

- ・個人情報保護の目的
- ・就業規則改定方法
- ・守秘義務、違反への対処
- ・秘密保持契約 等々

# 3日目

残業代請求・高齢者雇用などに関する就業規則の考察・検証

問題社員への具体的対応策（1）

- ・遅刻や欠勤を繰り返す社員・経歴詐称
- ・勤務時間中にメール
- ・退職後に不正が発覚する社員
- ・職務怠慢等で降格に応じない社員

問題社員への具体的対応策（2）

- ・機密データを持ち出す社員
- ・退職理由変更を請求する社員
- ・競業禁止義務違反・上司や会社を誹謗中傷
- ・イエローカード/レッドカードの出し方等々
- ・労働組合への対応 等々

高齢者雇用への対応

- ・法改正による変更点・就業規則への規程例
- ・継続雇用制度をめぐる問題
- ・定年引上げによる賃金カット

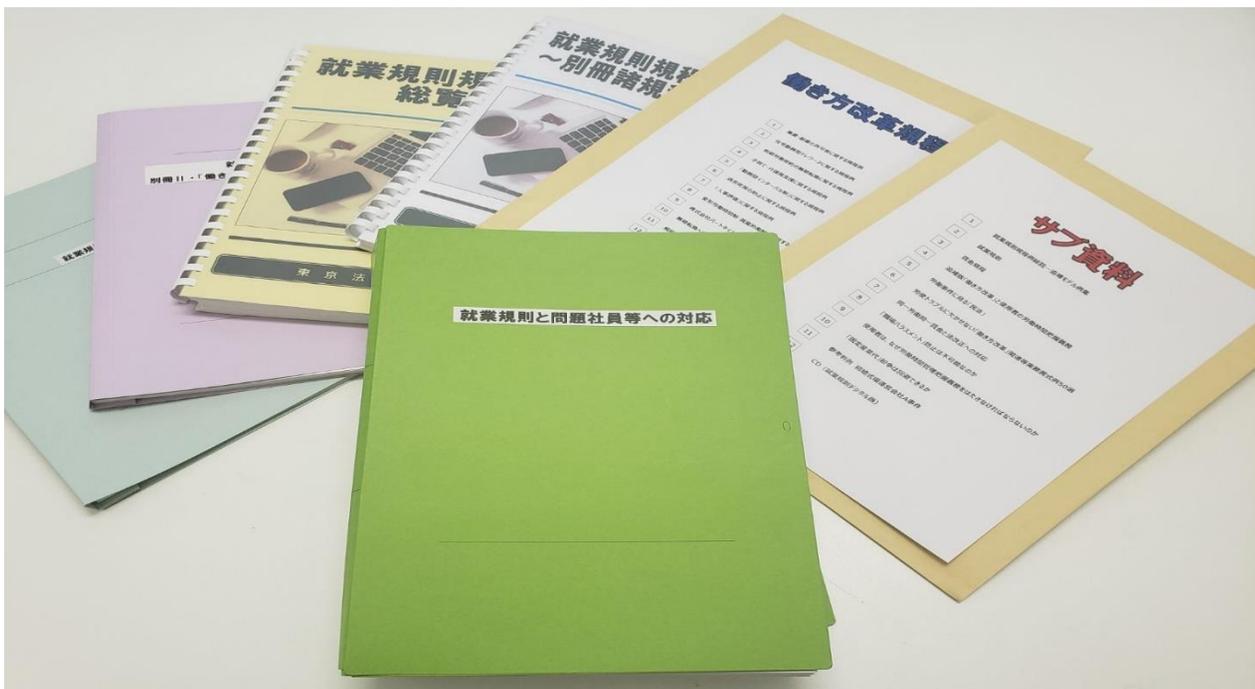
残業代請求への対応

- ・労働時間の認定の問題
- ・時間外労働削減の問題
- ・「管理監督者」の範囲の問題
- ・割増賃金と消滅時効の問題
- ・賞与と割増賃金の関係
- ・不必要な残業をする社員
- ・定額残業代の導入方法
- ・就業規則への規定例 等々

震災・災害時規定

- ・震災・災害時規定例
- ・節電による休業の場合の規定
- ・臨時の会社カレンダーを作るには

※講義内容は講師の都合により、日程・内容・順番など、構成が変わる可能性があります。



※画像は、今回使用・配布するテキスト・参考資料(予定)です。

# ご参加者様からの声

※ほかにも、たくさんのお声をいただいております。

H29  
受講生

豊富な知識が凝縮されたテキストに加えて、具体例を挙げて分かり易く講義されており、初めて学ぶこともストンと頭に入ってきました。特に、民法をはじめとする法律の基本的な知識をしっかりと学ぶ機会が得られたのは、何にも代え難い貴重な体験でした。このセミナーをきっかけに、自分の法的知識の幅を広げ、労務コンサルティングに活かしていきたい。

H30  
受講生

最初はたった3日間で、50万円以上の就業規則が作れるようになるのだろうかと半信半疑でした。しかし、実際に河野先生の情熱的かつ論理的な講義を受けて、そんな不安は瞬く間に解消されました。今ではどんな案件でも自信を持って対応できるようになりました。このセミナーを受けなかったら・・・と考えると、何とも言えない気持ちがあります。次回は、職員にも受けさせようと思っています。

R1  
受講生

知り合いの社労士に勧められて、河野先生のセミナーに参加しました。日々変わっていく法律にこれまでは受け身でしたが、河野先生のセミナーを受講して、そんな姿勢ではいけない、もっと積極的に学ばなければ、この先、社労士として生き抜いていくのは難しいということを感じました。講義の内容もさることながら、人生に対する心構えも学ばせて頂きました。私も知り合いの社労士に紹介しようと思っています。

R3  
受講生

開業十数年以上の私たちの世代は、河野先生から多くの影響を与えていただいております。残念ながら、河野先生の迫力ある講義に受講者も委縮してしまい、あまり質問が出てこなかったものと思います。河野先生の書籍を購入させていただき、さらに勉強させていただきたいと思っています。

## 河野順一 プロフィール

1946年8月生まれ 社会保険労務士、行政書士、経営コンサルタント、  
社会保険労務士法人 日本橋中央労務管理事務所 代表社員  
株式会社 日本橋中央労務管理事務所 代表取締役、東京法令学院学院長、NPO法人個別労使紛争  
処理センター会長

社会保険労務士の黎明期より、45年の独立開業のキャリアを持つ。  
社会保険労務士・行政書士・事務組合等、多数の組織からなるNC労務グループの代表にして、労  
使紛争解決アドバイザー（商標登録済）として、これまで1,000件以上の困難極める労使トラブル  
を解決する。就業規則を核に、労使双方が社業に邁進できる仕組みづくりを提唱し、幅広く経営全  
般にかかる指導業務を行っている。

また、労働法関連の入門書から専門書まで、250冊以上の著作があり、機関紙上での論文も多数。  
そして、社労士や弁護士等の労働法のスペシャリストや、企業の人事労務担当者に向けたセミナー  
を開催している。社労士県会や金融機関、ロータリークラブ等の各種団体様においても講演を行い、  
そのパワフルな語り口、脳裏に刻まれるパフォーマンス、平易な事例に置き換え、かみ砕いたわか  
りやすい解説は聴衆を魅了している。平成27年9月には、京王プラザホテルにて「成功者の会」と  
題して顧問先等300名以上が参加したパーティーを催し大盛況となった。

「明日死ぬと生きていきなさい、永遠に生きると思って学びなさい」  
マハトマ・ガンジーの言葉を借り、最新判例と事例を探求し、身につく解決能力をあますことなく  
伝える「就業規則作成の専門家セミナー」は、法律を学んできた者でもカルチャーショックを受ける  
こと必至。その魂の講義に、リピーターを続出し、また実践ですぐにでも使えることから、本セ  
ミナー受講者からは、多くの優秀な後進を業界に輩出している。

セミナーについて  
お問い合わせ

TEL: 03-3292-7849  
MAIL: seminar@tokyohorei.co.jp

東京法令学院

〒101-0062

東京都千代田区神田駿河台1丁目7番10号 YK駿河台ビル5階  
受付時間：10：00-18：00（土日祝除く）